

【道路運送法の法体系及び地域公共交通会議の位置付け】

区分	種類	種別	運行の態様別	代表的な運行形態
旅客自動車運送事業 (法 § 2)	一般旅客自動車運送事業 (法 § 3)	一般旅客自動車運送事業 (法 § 4)	路線定期運行 (省 § 3 の 3)	・路線バス ・高速バス ・コミュニティバス ・乗合タクシー
			路線不定期運行 (省 § 3 の 3)	・コミュニティバス ・乗合タクシー
			区域運行(省 § 3 の 3)	・デマンド型交通
		一般貸切旅客自動車運送事業(法 § 4)	・貸切バス	
		一般乗用旅客自動車運送事業(法 § 4)	・タクシー	
	特定旅客自動車運送事業(法 § 43)			・工場従業員等の送迎バス
国土交通大臣の許可を受けた場合等における、貸切バス事業者、タクシー事業者による乗合旅客の運送 (法 § 21)				・鉄道代行バス ・イベント送迎シャトルバス ・自治体の要請による実証運行
自家用自動車による 有償の旅客運送 (法 § 78)	自家用有償旅客運送 (法 § 79)	市町村運営有償運送(省 § 51)		・自治体バス
		公共交通空白地有償運送(省 § 51)		・公共交通空白地有償運送
		福祉有償運送(省 § 51)		・福祉有償運送
	国土交通大臣の許可を受けて行う運送(法 § 78)		・幼稚園バス	
	災害のため緊急を要するときに行う運送(法 § 78)			

法 = 道路運送法 省 = 道路運送法施行規則

法で定める協議会				
	活性化再生法	道路運送法		
協議会名	地域公共交通網形成計画の作成及び実施に関し、必要な協議を行うための協議会	地域公共交通会議	運営協議会	地域協議会
設置法令根拠	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条第1項	道路運送法施行規則第9条の3	道路運送法施行規則第51条の8	道路運送法施行規則第15条の4第1項2号
協議事項	・地域公共交通網形成計画の作成及び実施に関し必要な協議(法6条第1項) ・バス、鉄軌道、旅客船といった個別の輸送形態ごとの輸送サービスの活性化等の観点にとどまらず、シームレスな輸送サービスを実現させるための複数の輸送形態間の連携・横断的な観点から協議(平成26年11月20日国総計第73号)	・地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項 ・自家用有償旅客運送(市町村運営有償運送)の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項 ・その他これらに関し必要となる事項 (平成27年4月1日国自旅第370号)	・公共交通空白地有償運送及び福祉有償運送の必要性、旅客から収受する対価その他の自家用有償旅客運送を実施するに当たり必要となる事項 (平成27年4月1日国自旅第370号)	・生活交通の確保に関する地域における枠組みづくりその他の生活交通のあり方一般に関する審議 ・具体的な路線に係る生活交通確保に関する計画(一定期間毎の見直しを前提)の策定についての調整及び決定 (平成21年12月18日国自旅第221号)
主に協議する輸送形態	・地域全体を見渡した公共交通網、地域の特性に応じた多様な交通サービス全般(バス、鉄軌道、旅客船、自家用有償旅客運送他)	・乗合事業(バス)全般 ・乗合タクシー(デマンド交通等) ・市町村運営有償運送	・NPO等による自家用有償旅客運送 ※NPO等特定非営利活動法人一般社団法人又は一般財団法人認可地縁団体・農業協同組合消費生活協同組合医療法人・社会福祉法人商工会議所・商工会	・路線バス ・乗合タクシー ・路線バス、乗合タクシーが困難な場合の市町村バス・スクールバス・福祉バスの活用等
協議会の運営	・一又は複数の市町村又は都道府県	・一又は複数の市町村又は都道府県	・原則として1つの市町村	・関係都道府県

(出所：道路運送法の基礎知識について (<https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/content/000164269.pdf>))

○ 道路運送法（昭和26年法律第183号）（抜粋）

（一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金）

第九条

4 一般乗合旅客自動車運送事業者が、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、国土交通省令で定めるところにより、地方公共団体、一般乗合旅客自動車運送事業者、住民その他の国土交通省令で定める関係者が当該運送に係る運賃等について合意しているときは、当該一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項及び前項の規定にかかわらず、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。これを変更しようとするときも同様とする。

（乗合旅客の運送）

第二十一条 一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者は、次に掲げる場合に限り、乗合旅客の運送をすることができる。

一 災害の場合その他緊急を要するとき。

二 一般乗合旅客自動車運送事業者によることが困難な場合において、一時的な需要のために国土交通大臣の許可を受けて地域及び期間を限定して行うとき。

○ 道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）（抜粋）

（一般乗合旅客自動車運送事業の運賃等の届出）

第九条

2 法第九条第四項の規定による運賃等の設定又は変更の届出に係る前項の届出書には、当該届出に係る運賃等について次条に規定する地域公共交通会議又は協議会において協議が調っていることを証する書類を添付するものとする。

（法第九条第四項の合意しているとき）

第九条の二 法第九条第四項の合意しているときとは、同項の届出に係る運賃等について地域公共交通会議（地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な一般乗合旅客自動車運送事業及び第四十九条第一号に規定する市町村運営有償運送に関する協議を行うために一又は複数の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）又は都道府県知事が主宰する会議をいう。以下同じ。）又は協議会において協議が調っているときとする。